

公式記録

平成15年7月県南集中豪雨災害記録

～ 水俣市土石流災害等 ～

目次

1. はじめに

2. 平成15年7月県南集中豪雨による被害状況

3. 水俣市における土石流災害発生と応急対応

- (1) 災害の発生
- (2) 水俣市の初動対応
- (3) 熊本県の初動対応
- (4) 水俣市の応急対策
- (5) 防災関係機関による捜索活動
- (6) 被災者への救援活動
- (7) 県議会、政府調査団等の現地視察
- (8) 消防団員の殉職

4. 災害復旧等の取り組み

- (1) 熊本県の取り組み
- (2) 水俣市の取り組み

5. 初動対応についての検証

- (1) 熊本県の初動対応についての検証
- (2) 水俣市の初動対応についての検証

6. 災害を教訓とした取り組み

- (1) 災害を教訓とした熊本県の取り組み
- (2) 災害を教訓とした水俣市の取り組み

【参考資料編】

資料1 平成15年7月県南集中豪雨災害発災後の経過と熊本県の対応

資料2 平成15年7月県南集中豪雨災害による被害状況

資料3 平成15年7月水俣市土石流災害に係る救助活動の状況

1.はじめに

平成15年7月18日（金）から20日（日）にかけ、九州北部の対馬海峡に停滞していた梅雨前線に向かって、九州南西海上から暖かい湿った空気が舌状に流れ込み（「湿舌」と呼ばれる現象）、九州各地に局地的な集中豪雨をもたらした。この豪雨によって発生した土砂災害や洪水被害により、熊本県、鹿児島県、福岡県、長崎県の各県であわせて23名の方々が犠牲になった。

特に、熊本県においては、20日未明、熊本県水俣市の深川新屋敷（ふかがわ・しんやしき）地区と宝川内集（ほうがわち・あつまり）地区の2つの地区で発生した土石流災害により19名という多数の方々が亡くなり、また、物的被害の額も県南地域を中心に県下50市町村で176億円にのぼるなど、高潮の発生により12名の犠牲者を出した平成11年9月の台風18号被害以来の大災害となった。

「写真：水俣市宝川内地区被災地遠景」



2.平成15年7月県南集中豪雨による被害状況

平成15年7月の県南集中豪雨による主な被害状況は、水俣市を中心に死者19名、重軽傷者7名、住宅の全壊21棟、半壊1棟、床上浸水149棟、床下浸水354棟、その他、県下50市町村で水道施設、道路、河川、教育施設、農地、農作物、林道、林産物等の被害が発生し、被害総額は176億円にのぼった。

平成15年7月熊本集中豪雨災害による被害状況

(1) 人的被害	死者	19名	(水俣市)	
	重軽傷者	7名	(水俣市)	
(2) 住家被害	住宅全壊	20棟	(水俣市)	
	住宅半壊	5棟	(水俣市)	
	床上浸水	149棟	(水俣市121、芦北町20、津奈木町8)	
	床下浸水	354棟	(水俣市271、芦北町68、津奈木町13、千丁町1、本渡市1)	
	家屋一部破損	6棟	(水俣市5、津奈木町1)	
(3) 非住家被害	公共施設	16棟	(水俣市15、津奈木町1)	
	その他	35棟	(水俣市29、津奈木町6)	
(4) 水道施設被害	上水道施設	2施設	(水俣市、芦北町)	
	簡易水道等	10施設	(水俣市)	
(5) 公共土木施設等	道路施設	261箇所		
	橋りょう施設	5箇所		
	砂防施設	57箇所		
	河川施設	314箇所		
	その他	12箇所		
(6) 教育施設被害	浸水被害	2施設		
	他の被害	4施設		
(7) 農業被害	農地の流失、埋没等	579箇所	66.81ha	
	農道、用排水路等の崩壊	386箇所		
	農作物の被害	16.7ha		
	農業施設	19箇所		
(8) 林業被害	林道施設	183箇所		
	山地崩壊	141箇所		
	林産物(立木)	121箇所		
	造林地	5箇所		
	治山施設	4箇所		
被害額(11市39町村) 17,613百万円(最終確定額)				

3.水俣市における土石流災害発生と災害応急対策

(1)災害の発生

水俣市深川新屋敷地区と宝川内集地区で発生した土石流災害の発生時間は、熊本県警察本部の調べによると、平成15年7月20日（日）午前4時15分頃及び20分頃である。

当日午前0時50分、熊本地方気象台から、熊本地方、阿蘇地方、天草地方に「大雨、雷、洪水注意報」が、水俣市のある芦北地方及び球磨地方には「雷注意報」が発表された。その注意報は、熊本地方気象台から、熊本県庁の防災センターを經由して、県の出先機関である各地域振興局、市町村等に自動的にFAX送信された。熊本県が策定している「地域防災計画」では、梅雨期に限り「注意報」の発表があれば防災消防課の職員が県庁で待機を行うことになっていることから、午前1時27分、最初の職員が登庁した。

午前1時55分、芦北地方に出されていた「雷注意報」は「大雨、洪水警報」並びに「雷注意報」に、球磨地方に出されていた「雷注意報」は「大雨、雷、洪水注意報」に切り替えられた。熊本地方気象台からの警報には、「芦北地方では、20日午前2時頃から昼前にかけて、雷を伴った非常に激しい雨が降り、大雨となるおそれがあります。土砂災害や河川の増水に厳重に注意して下さい。」という記述があった。

熊本県や市町村の防災計画では、「警報」が発表された場合、関係課のあらかじめ定められた職員が待機を行うことになっていることから、熊本県の本庁や芦北地域振興局及び水俣市役所においては、職員に登庁をうながす電話連絡等が開始された。

水俣市内には、熊本地方気象台が水俣市中心部（南福寺親水公園内）に設置している水俣観測所（アメダス）の他に、熊本県が設置している2ヶ所の雨量観測局がある。中心部に設置されているアメダスによると、20日未明から降り始めた雨は次第に激しくなり、1時から2時までの1時間雨量は72mmという水俣観測所の観測史上最高を記録した。その後、市街地での雨あしは若干弱まったが、被災地に近い深川地区においては、その後も激しい降雨が続き、3時から4時までの1時間雨量は87mm、4時から5時までは91mmであった。また、災害発生時間である4時過ぎの時間帯で、最大の1時間雨量を記録しており、午前3時30分から4時30分までの深川地区での1時間雨量は実に121mmであった。

表 水俣市内の降雨状況(7月20日)

(単位 時間雨量:mm/h、総雨量mm)

観測所名 観測時間	水俣(气象台設置)		深川(県設置)		県水俣(県設置)	
	時間雨量	総雨量	時間雨量	総雨量	時間雨量	総雨量
~ 7月19日24時		26		49		44
0 ~ 1 時	11	37	25	74	18	62
1 ~ 2 時	72	109	20	94	1	63
2 ~ 3 時	22	131	42	136	43	106
3 ~ 4 時	48	179	87	223	31	137
4 ~ 5 時	25	204	91	314	57	194
5 ~ 6 時	32	236	48	362	27	221
6 ~ 7 時	14	250	10	372	8	229
7 ~ 8 時	0	250	0	372	4	233
8 ~ 9 時	0	250	23	395	34	267
9 ~ 10 時	0	250	33	428	23	290
10 ~ 11 時	0	250	0	428	25	315
11 ~ 12 時	0	250	0	428	8	323

(注) 総雨量は、7月19日降り始めからの時間雨量の合計を掲載

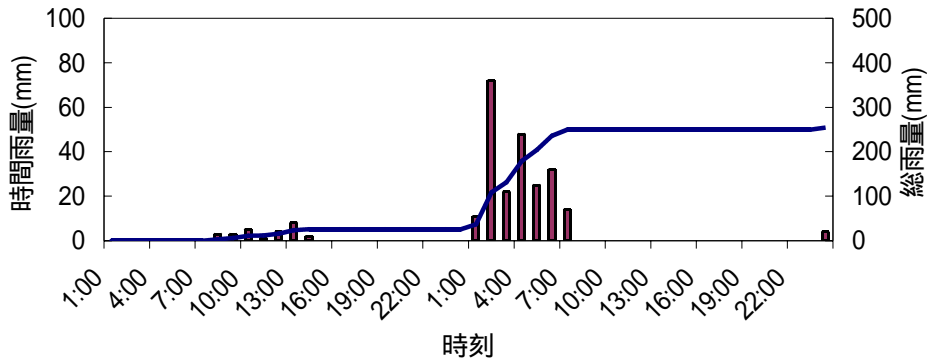


図1 水俣(气象台設置)

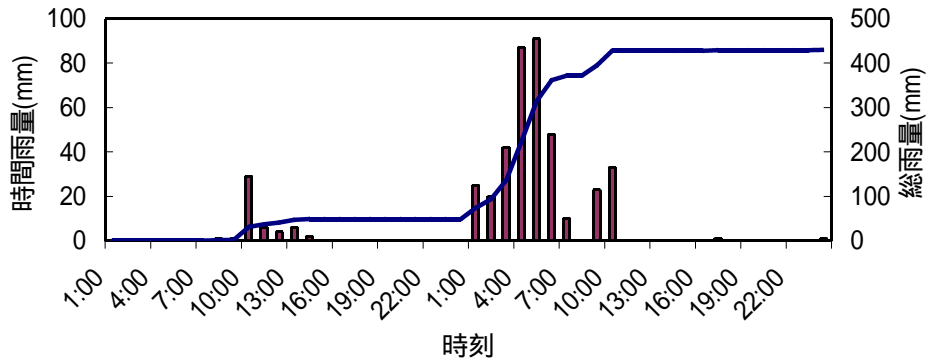


図2 深川(県設置)

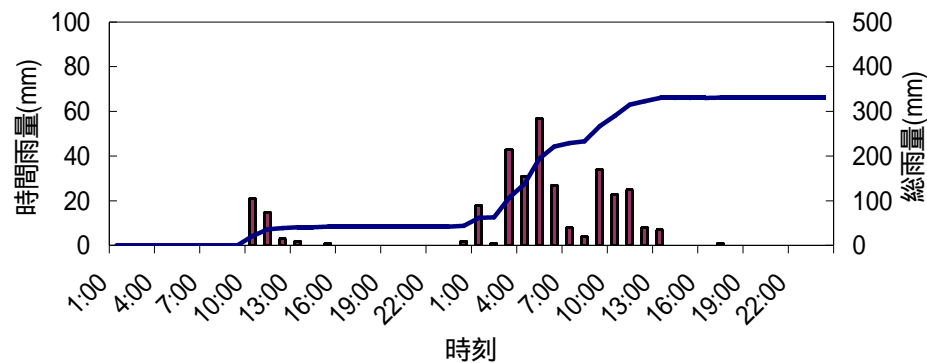


図3 県水俣(県設置)

(2)水俣市の初動対応

水俣市役所に最初の職員が登庁したのは午前3時頃であった。市役所には、午前4時過ぎから、市内各所で床上浸水、がけ崩れ、道路冠水、自主避難をしたい旨の電話連絡が入っている。また、4時半過ぎには、深川新屋敷地区で生埋めが発生した旨の情報がもたらされた。

水俣市は、午前5時、水俣市災害対策本部を設置し、直ちに警察、消防本部等に対し協力要請するとともに、午前5時20分、水俣市長は水俣市全域に避難勧告を出した。また、午前5時57分、水俣市長は県に対し自衛隊の災害派遣要請の連絡を行った。

水俣市の対応 < 7月20日 >

01:55	熊本地方气象台 大雨洪水警報発表
02:07	上記警報のFAXを着信。宿直が第1号配備体制職員への電話連絡を開始
02:45	総務課長への連絡が取れ、自宅から総務班長携帯電話へ連絡
02:55	水俣で 72mm/h の大雨が降ったという気象情報のFAXが着信
03:00頃	総務課長、総務班長が市役所到着
03:14	土砂災害情報監視システムから警戒を告げるFAXを着信
03:45	調査・対策班 4名がほぼ同時に到着。その時点の水俣川水位：2.5m
04:05	4時時点の水俣川の水位(2.8m)を芦北地域振興局に報告 この頃から市内各所で床下浸水、がけ崩れ、道路冠水、自主避難をしたい旨の電話連絡がある
04:15頃	深川新屋敷地区土石流発生
04:20頃	宝川内集地区土石流発生
04:30	水俣川水位が警戒水位の 3mを超え、3.6mになったため、第4号配備体制職員の呼び出しを開始
04:35	深川新屋敷で「生埋めが出た」との情報
04:55	市長自ら登庁 調査・対策班による現地調査開始
05:00	災害対策本部設置、避難所開設開始
05:09	防災無線により災害対策本部設置と自主避難の呼びかけ
05:15	水俣警察署に対する協力要請
05:20	市内全域を対象に避難勧告を発令
05:40頃	消防団(6分団)が宝川内地区に到着。捜索開始。1遺体を発見
05:57	知事に対する自衛隊派遣要請
06:20	市建設業協会に対し協力要請
07:10	消防団第3分団、第4分団が宝川内到着、捜索開始
09:50	避難者等対象として2,000食の給食体制を確保
12:50	市災害対策本部記者会見
16:40	避難勧告解除

水俣市の対応 < 7月21日 >

00:00	災害対策本部会議開催（捜索方針に関して検討）
00:30	各避難所の降雨状況と自宅待機中職員による降雨情報及び周辺の異常事態に関する情報の収集体制を確立。以降30分～1時間間隔で情報収集
03:50	降雨が激しくなったため、防災無線で自主避難を呼び掛け

(3)熊本県の初動対応

熊本県は、水俣市長からの連絡を受け自衛隊に対し災害派遣要請の一報を行うとともに、水俣市で死者が発生している旨の警察本部等からの情報を受け、午前6時30分、熊本県災害対策本部を設置した。なお、知事から自衛隊に対する正式の自衛隊要請時間は、被災場所、救助活動の内容が確認できた午前7時15分となった。

また、午前6時55分、水俣芦北広域消防本部の要請を受け、熊本県の防災消防ヘリコプターが直ちに出動を行った。

なお、熊本県から消防庁へ災害発生第1報を行ったが、消防庁では、熊本県からの報告を受け午前8時に災害対策室（第1次応急体制）を設置した。

熊本県の初動対応 < 7月20日 >

00:50	熊本地方気象台より大雨、雷、洪水注意報発表（熊本、阿蘇、天草地方）
01:40	熊本県防災消防課職員3名、県庁において待機開始
01:55	熊本地方気象台より大雨、洪水警報発表（芦北地方）
04:17	熊本県芦北地域振興局からの報告 水俣市で崖崩れ等の災害発生
05:57	水俣市長から熊本県知事に自衛隊災害派遣要請の要求
05:58	県警本部からの連絡 水俣市で死者がでている
06:10	熊本県防災消防課長から陸上自衛隊第8師団に派遣準備の連絡
06:25	熊本県芦北地域振興局からの報告 1世帯4人行方不明、生き埋めの可能性あるが現場に入れない（水俣警察署の情報）
06:30	熊本県災害対策本部の設置
06:40	熊本県災害対策本部室員2名を水俣市へ派遣
06:55	水俣芦北広域消防本部から熊本県防災消防ヘリコプターの出動要請
07:15	熊本県知事から陸上自衛隊第8師団に災害派遣要請（救出・救助活動）
08:04	熊本県防災消防ヘリコプター 災害現場へ出動
08:36	熊本県防災消防ヘリコプターが水俣市総合病院へ収容された負傷者5名のうち1名（少女7歳）を日赤へ搬送
09:00	第1回熊本県災害対策本部会議の開催
10:33	熊本県防災消防ヘリコプターが女性（80歳）を深川新屋敷地区から八代労災病院へ搬送
10:40	現地の医療体制確保について連絡
午後	熊本県水俣保健所食品衛生監視員2名、避難所等の炊き出し会場（婦人会館、葛彩館）で衛生指導
16:00	第2回熊本県災害対策本部会議の開催
16:25	熊本県知事から陸上自衛隊第8師団に災害派遣要請（給水支援活動）
20:00	現地派遣県職員からの報告 自衛隊・県警・消防本部・消防団による夜間救助活動について、3時間4交代制にして徹夜で実施することを決定

(4)水俣市の応急対策

救出活動、応急対策などを実施するため、市役所内会議室に対策本部を置き、県、市、自衛隊、警察、消防本部、消防団等の幹部が常駐する体制を整えた。

また、市建設業協会や市婦人会等にたいする協力要請により、通行止めの応急措置や避難所運営など円滑に対応できた。また、全国各地から、社会福祉協議会等へボランティア活動についての多数の問い合わせがあり、7月21日、災害対策本部において「水俣市災害ボランティアセンター」を設置し、市福祉課と市社会福祉協議会が合同でもやい館を拠点として運営にあたった。

また、簡易水道の水源の破損などがあったため、自衛隊、熊本市水道局及び九州・山口九県災害時相互応援協定に基づく鹿児島市水道局の給水車による支援のもと迅速に被災地への給水を12月までに実施した。

(5)防災関係機関による捜索活動

深川新屋敷地区の行方不明者の捜索は、防災関係機関の夜を徹した捜索の結果、翌日の21日の早朝までに、4名全員の遺体が被災現場で収容された。

一方、宝川内集地区では、20日夜、15名の行方不明者のうち3人目の方が、被災現場から30キロ離れた八代海沖で発見された。翌21日から、関係防災機関は、捜索範囲を被災地から川沿い及び八代海へと拡大した。26日、行方不明になられた15名のうち最後の方が、被災地の集地区内で発見された。不幸にも全員が死亡という大変悲しい結果ではあったが、7日間という期間で行方不明者の全員が発見されたことは、土砂災害というこの種の災害の中では極めて希な事といえる。

この間、陸上だけでも延べ9千人以上の要員が捜索活動に参加した。陸上からの捜索に参加した機関は、陸上自衛隊、海上自衛隊、熊本県警と九州管区警察局の指示で福岡県警から派遣された「広域緊急援助隊」、消防では、地元の水俣芦北消防本部や水俣市消防団のほか、消防相互応援協定に基づき、熊本県下全てと鹿児島県下の消防本部や近隣市町村の消防団員が出動した。なお、国土交通省九州地方整備局からは、衛星通信車や照明車等が出動した。

海上からの捜索では、海上自衛隊や海上保安庁、熊本県や消防本部の船舶が参加したほか、沿岸全ての市町村の漁協が、捜索活動に協力されたとのこと。

上空からは、消防庁が要請した大分県と福岡市消防局の「緊急消防援助隊」のヘリコプターの他、熊本県や鹿児島県警のヘリコプター、さらには、自衛隊や海上保安庁のヘリコプターが参加した。

防災関係機関による救助活動の状況（7月20～26日の活動累計）

陸上 延べ約 9,000人	<ul style="list-style-type: none">・陸上自衛隊、海上自衛隊・九州管区警察局、熊本県警察・国土交通省九州地方整備局・県下及び鹿児島県消防本部、消防団
海上 延べ約 400隻 延べ約 2,500人以上(推定)	<ul style="list-style-type: none">・海上自衛隊・海上保安庁三角海上保安部、九州管区海難救助隊・熊本県警察本部 鹿児島県警察本部・熊本市消防局、天草広域連合消防本部・熊本県、市町村・漁業協同組合等
ヘリコプター 延べ 30機	<ul style="list-style-type: none">・陸上自衛隊・海上保安庁三角海上保安部、第十管区海上保安部・鹿児島県警察航空隊・熊本県防災消防航空隊、大分県防災航空隊、福岡市消防航空隊

(6)被災者への救援活動

水俣市では、被災者に対する避難施設の提供、炊き出し、消毒、給水活動等の救援活動が開始されたが、熊本県は、翌21日、水俣市に対し災害救助法の適用を行った。25日、熊本県は水俣市に対し、被災者生活再建支援法の適用を行った。給水活動については、自衛隊に給水車の派遣要請を行ったほか、九州山口9県災害時相互応援協定に基づき、鹿児島県鹿児島市の給水車の派遣を要請した。

また、被災地住民の健康状態の把握とこころのケアに当たるため、21日から水俣保健所の保健師を、翌22日から福祉総合相談所等の心理判定員を、また、31日からは精神保健福祉センターの精神科医師を被災地に派遣し、水俣市の保健師と合同で被災地の全戸訪問、学校訪問等を行い、見守りとカウンセリングを実施した。

熊本県教育庁も、被災地域の葛渡（くずわたり）小学校の全生徒に対し、教育相談専門員（臨床心理士）を伴って家庭訪問を行った。

(7)県議会、政府調査団等の現地視察

21日、熊本県議会災害対策協議会（会長 杉森 猛夫）は、被災地における現地調査を行ったほか、水俣市等から被害状況等の報告を受けた。

22日、鴻池祥肇防災担当大臣を団長とする政府調査団が現地視察を行った。政府調査団に参加した省庁は、内閣府のほか、警察庁、防衛庁、総務省、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁の30数名であった。

なお、30日には、衆議院災害対策特別委員会（委員長 上田 清司）及び参議院災害対策特別委員会（委員長 福本 潤一）派遣議員団が被災地を視察した。

これらの政府調査団や国会の視察団等に対し、熊本県知事、水俣市長は、捜索活動に対する各省庁へのお礼、災害復旧事業の早期採択、激甚災害の指定などの財政支援についての要望を行った。

(8)消防団員の殉職

水俣市宝川内集地区の土石流災害により、水俣市消防団第6分団長、副分団長、第10部長の3名の消防団員が殉職された。

彼らは、雷鳴の轟く豪雨の中、午前2時頃から、地域住民に避難を呼びかけて集地区を回るとともに、増水した川を渡れずに逃げ遅れていた一家族6名を救出された。三氏は、その後も住民の避難誘導及び救助に向かうところを目撃されたのを最後に、午前4時20分頃、土石流により行方不明となり、捜索の甲斐なくその職に殉じられた。

三氏は、勲七等青色桐葉章に叙され、消防庁からは、消防長長官表彰（特別功労賞）と賞じゅつ金の授与、また、地元熊本県知事、水俣市長からも故人に対し表彰状と賞じゅつ金とが授与された。

4. 災害復旧等の取り組み

(1) 熊本県の取り組み

熊本県は、7月31日、それまでの「災害対策本部」を「災害情報連絡本部」に変更するとともに、地元の芦北地域振興局に「水俣芦北地域災害復旧対策本部」を設置し、また、本庁には、「被災者支援対策連絡会議」、「災害復旧対策連絡会議」と「災害防止対策連絡会議」を設置して、災害復旧対策と災害防止対策に体制を移行させた。

水俣市における土石流災害の復旧事業を進めるにあたって、県は、地元水俣市のほか学識経験者や地元代表も加えての「水俣市土石流災害復旧計画検討会」及び「水俣市土石流災害検討委員会」を設置し、さまざまな意見を踏まえながら進めた。

一番被害の大きかった水俣市宝川内集地区における土石流災害の復旧は、県施工の治山事業、砂防事業と農地災害関連区画整備事業とを組み合わせ、一体的に進めた。事業の内容は、土石流により被災した3基の治山ダムの復旧と新たに2基の治山ダムを建設するとともに、新たに2基の砂防ダムを建設する。また、土砂により押し流された農地の復旧は、関係する17戸の同意を得て、宅地も含め区画整備事業として復旧することとした。

その他の公共土木施設や林道施設等の災害復旧についても、県やそれぞれの市町において取り組んでいる。

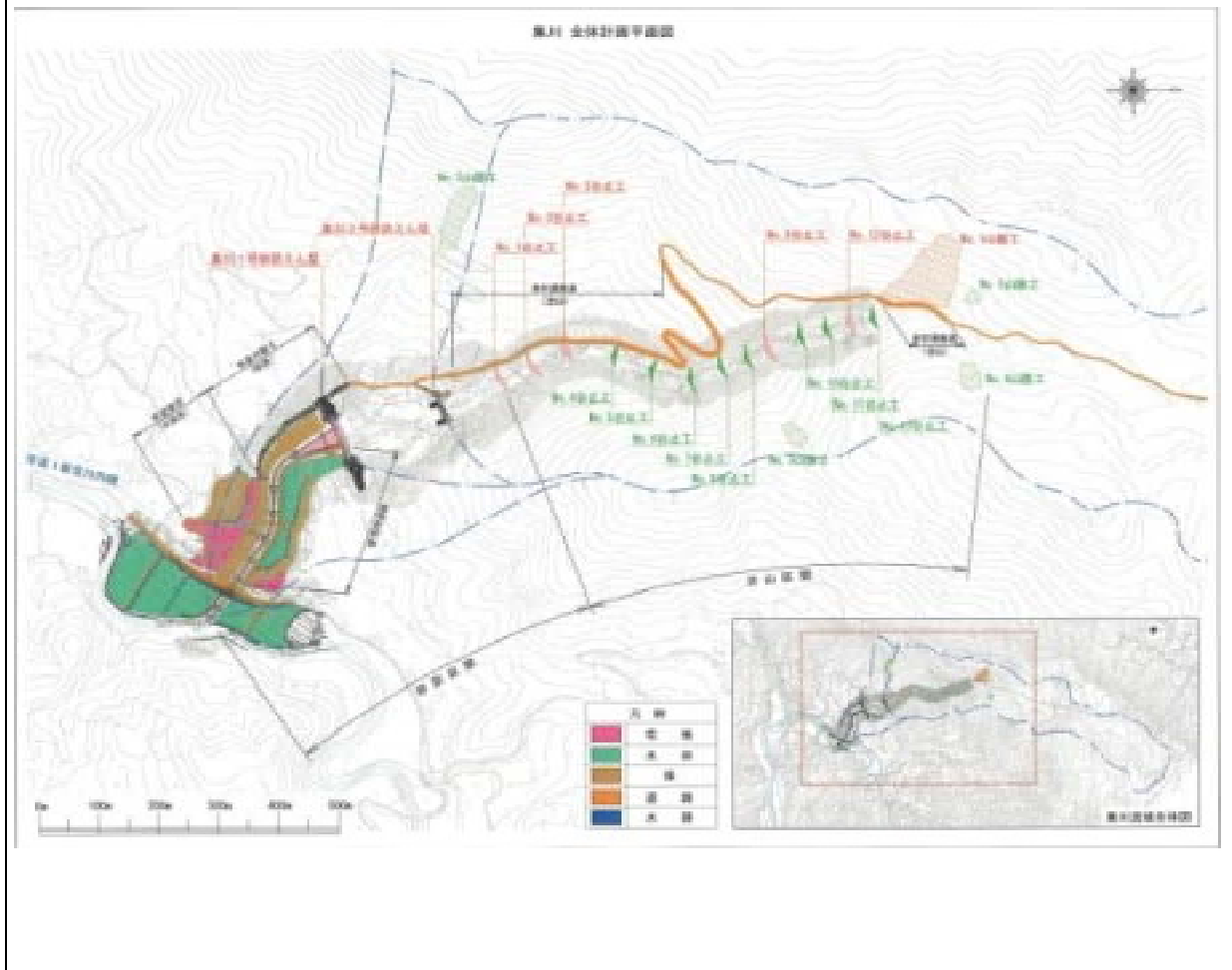
なお、政府は、平成15年9月2日、熊本県内での災害を含め平成15年7月18日から22日までの一連の豪雨によって被災した農地、農業用施設、林道の災害等に対し、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき激甚災害（本激）の指定を行った。さらに政府は、平成16年3月12日、水俣市及び芦北町の公共土木施設災害に対し、同法に基づき局地激甚災害の指定を行った。

なお、芦北地域振興局に設置した「水俣芦北地域災害復旧対策本部」及び県庁に設けた3つの連絡会議は、各災害復旧事業が計画から工事施工段階へと移行したこと等から、平成16年3月末をもって解散した。

(2) 水俣市の取り組み

8月4日に市災害対策本部を解散し、市長を本部長とする災害復旧本部へ移行した。本格復旧に向けて、復旧計画の住民説明会の実施を行い、本格復旧に順次着手した。国による災害査定も終わり、国、熊本県の支援を仰ぎながら復旧工事に着手している。市では、8月26日までに災害関係予算で3回の専決処分（計28億円余）を行い、順次事業に着手している。また、今回の災害では、災害が発生した直後の7月22日から義援金や救援物資の申し出が、多くの団体、個人から寄せられた。災害から3ヶ月を経過した時点で、水俣市に届けられた義援金だけでも2億円を大きく超えている。救援物資については、飲料水、食料品、衣料品など、熊本県内を中心に寄せられ、罹災世帯及び災害復旧に協力したボランティアへ配布を行うなど、有効の活用された。

「図 宝川内集地区の災害復旧計画」



5. 初動対応についての検証

(1) 熊本県の初動対応についての検証

熊本県の初動対応にいくつかの課題があった。

その一つが職員の登庁の遅れである。熊本県では、「熊本県地域防災計画」及び「水防待機基準・実施要領」に基づき、「気象警報」が発表された場合、担当職員は、待機のために速やかに登庁することとなっているが、20日が日曜日で翌日は「海の日」で祝日であったこともあり、特に本庁の水防担当部署の職員の登庁が、警報の発表を知らせるポケベルの受け渡しのミス等が重なり大幅に遅れた。

また、「水防情報」の伝達ミスがあった。熊本県から市町村等へは、警報等の総務部所管の「気象情報」、土砂災害の警戒を促す土木部所管の「土砂災害情報」のほか、雨量や水位等とともに市町村の水防活動等を促す土木部所管の「水防情報」といった防災情報を提供している。「気象情報」や「土砂災害情報」は、直接市町村等へ自動送信されるものの、「水防情報」は、県の出先機関である地域振興局までは自動配信されるが、そこから市町村へは職員が手動でFAX送信する必要があった。しかし、芦北地域振興局の職員が、道路冠水等の情報収集や伝達に忙殺され、水俣市へ送信できなかった。

また、水俣市役所では、「土砂災害情報」が受信されていたものの、水俣市職員が市民等からの情報対応に忙殺され、確認できなかったという事があった。なお、これら複数の防災情報がそれぞれ別な情報として提供されていることから、市町村にとっては分かりにくいという事も分かった。

熊本県の初動対応の遅れや不手際の背景には、職員に対するマニュアル等の不徹底があるが、基本的には、職員の危機意識の不足、組織の危機管理体制の不足があったと思われる。

(2)水俣市の初動対応についての検証

水俣市は、10月に、救助や捜索活動に参加した防災関係機関を水俣市に集め、災害対応についての「検証会」を開催するとともに、「水俣豪雨災害の検証と当面の対応」という報告書を取りまとめたが、報告書において水俣市は、「初動体制の遅れや情報収集、提供の不十分さがあった」との総括を行った。

水俣市においても、職員登庁に遅れがあった。

水俣市役所では、午前1時55分の警報発表を受けた宿直室からの連絡に基づき最初の職員が登庁したのは午前3時頃であった。午前3時14分には、熊本県土木部所管の「土砂災害情報」がFAXで自動送信されたが、参集している職員も少なく、見逃していた。また、災害が発生する午前4時前後には、市民からの災害情報が市役所に寄せられたが、限られた職員で十分な対応ができなかった。

また、初動時において、水俣市と警察や消防本部、消防団間の連携が十分ではなかったとのことである。

6.災害を教訓とした取り組み

(1)災害を教訓とした熊本県の取り組み

熊本県は、水俣土石流災害の教訓を踏まえ、8月中に現在の防災情報伝達システムやマニュアルの点検、県下に多数存在する危険箇所(point)の点検に着手するとともに、不備のあった防災情報の伝達については、研修会を実施するとともに、全市町村を対象にした防災情報伝達訓練を実施した。また、秋の台風シーズンを前に、当面の改善措置として、時間外における職員の登庁体制の見直しや、登庁を促す連絡方法の見直しなどを行った。

さらに熊本県は、平成16年度から、新たな防災体制・危機管理体制の強化を行うこととした。

その一つは、初動体制強化のための24時間体制の構築である。熊本県では、休日・夜間の勤務時間外において、県庁の防災センターに職員が宿日直勤務を行い、緊急の連絡体制の確保を行うこととした。また、警報等が発表された場合、本庁や地域振興局の担当職員は、待機要員の班編制を行い、勤務時間外においても速やかに登庁できる体制をとっているが、幹部職員も速やかに登庁できるよう、防災を所管する幹部職員が勤務地内で居住することを義務付けることとした。

さらに、課題であった防災情報を確実に市町村等に伝達するため、これまで直接市町村に送信できなかった「水防情報」も、他の「気象情報」や「土砂災害情報」

とともに、市町村等に設置されている一つの防災専用FAXに直接自動配信できるよう、現在の防災情報伝達システムを改善することとした。

そのほか、災害も含めた危機管理の専門家として、退職自衛官を非常勤職員として熊本県に登用することとした。

(2) 災害を教訓とした水俣市の取り組み

水俣市は、災害発生後の8月1日に、災害を所管していた総務課内に、新たに危機管理室（その後、防災危機管理室）を設けるとともに、全市域を対象に「防災危険箇所マップ」を配布し、地域防災計画の大幅な見直しや、自主防災組織の育成等の防災体制の強化に取り組んでいくこととしている。

また、水俣市における自主防災組織率は、それまで約7.5%と低い水準にとどまっていた。熊本県全体でみても、平成15年4月の組織率は22.4%と全国平均の61.3%を大きく下回っているが、今回、水俣市が出した避難勧告に応じて避難した住民が、自主防災組織を有する地域とそうでない地域とで状況に大きな違いがあることが分かったため、水俣市では、今後2年間で、組織率100%を目指して助成制度等の充実を行うこととした。

また、市内の危険箇所の総点検や防災無線の難聴地域調査を実施するとともに、今回の災害の経験を広く県内外の自治体等に伝えるためのシンポジウムの実施も行うこととした。

そのほか、水俣市では、避難勧告基準の見直しや、「検証会」で課題として指摘された消防機関との連携強化策などについても、積極的な取り組みを行うこととしている。

更には、水俣市ボランティア連絡協議会を中心として、災害があった場合のボランティア派遣を検討する動きがあり、市社会福祉協議会を介して市としての支援を行っていく方針である。その他、水俣市域を含む水俣芦北広域消防本部に平成16年度中に高機能指令センターを設け、災害に対する迅速・的確な対応が取れるようにしていくこととしている。

【参考資料編】

資料1 平成15年7月県南集中豪雨災害発災後の経過と熊本県の対応

資料2 平成15年7月県南集中豪雨災害による被害状況

資料3 平成15年7月水俣市土石流災害に係る救助活動の状況

